東肢連 第85号
令和3年11月30日発行

一般社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会連合会
会長　河井　文
〒171-0021 東京都豊島区西池袋4-3-12
☎03-5956-3335 FAX03-5956-3336
事務局　E-mail : toushiren@toushiren.or.jp

目次

令和4年度東京都予算への要望に対する回答・東京都意見交換会報告 … 1
都議会政党ヒアリング報告 …… 11
第54回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会・
第58回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会東京大会報告…… 12
全国大会感想文 …… 14
地区会長就任あいさつ …… 16
事務局通信・編集後記 …… 16

令和４年度東京都予算要望に対する回答

福祉部長　中村 恵子

東京都意見交換会報告

日　時：令和３年８月５日（木曜日）午後２時～３時
会　場：WEB会議
出席者：以下の方々

【東京都】　（敬称略）

所属・役職		氏名
福祉保健局 障害者施策推進部	障害児・療育担当課長	鹿内　弘実
福祉保健局 障害者施策推進部	施設サービス支援課　統括課長代理（調整担当）	笹原　秀夫
福祉保健局 障害者施策推進部	施設サービス支援課　課長代理（連絡調整担当）	片岡賢太郎
福祉保健局 障害者施策推進部	施設サービス支援課　課長代理（生活基盤整備担当）	海老沼香織
福祉保健局 障害者施策推進部	施設サービス支援課　課長代理（療育担当）	安間　　毅
福祉保健局 障害者施策推進部	施設サービス支援課　課長代理（療育事業担当）	和田　　栞
福祉保健局 障害者施策推進部	地域生活支援課　課長代理（地域支援担当）	程田友紀子
福祉保健局 障害者施策推進部	地域生活支援課　課長代理（在宅支援担当）	川尻　善之
福祉保健局 障害者施策推進部	地域生活支援課　課長代理（居住支援担当）	山林　佑次
福祉保健局 障害者施策推進部	計画課　課長代理（調整担当）	小林　祐子
福祉保健局 総務部	総務課　主任（庶務担当）	大辻　一貴
福祉保健局 生活福祉部	計画課　課長代理（福祉のまちづくり担当）	金野　佑子
福祉保健局 感染症対策部	防疫・情報管理課　課長代理（保健所支援推進担当）	岡野　　司
福祉保健局 感染症対策部	事業推進課　統括課長代理（感染症医療整備担当）	野々村陽一

【東肢連】　副会長　三井 美和子
常務理事　中村 恵子　池邉 麻由子
事務局長　上野　賢

令和４年度予算要望回答

総　論

東京都におかれましては、日頃より当連合会に対しまして格別なご支援とご理解を賜り深く感謝申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルス感染症については、障害者やその家族は最大限の配慮をしつつ感染防止に当たって参りましたが、未だに不安の絶えない日々を過ごしております。東京都では、介護者が感染した場合の対応として「在宅要介護者の受入体制整備事業」を実施するなど様々な対策を講じていただき感謝しておりますが、地域差があるのが現状です。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、街のバリアフリー化などの整備は若干進んだものの公共施設や駅などへのトイレの大型ベッドの設置、大型エレベーターの設置など環境整備はまだまだ追いついておりません。障害者が地域で暮らし続けるにはまだ多くの社会的障壁があります。

また日常的に医療的ケアを必要とする重症心身障害児者の数は年々増え続けておりますが、在宅生活を支える根幹でもある短期入所施設数は圧倒的に足りません。地域での受け入れも看護師や介護士等の人材不足により、短期入所を希望する利用者の受け入れは思うように進まず重度身体障害児者を抱える家庭はとても苦労しております。

障害がある人もない人も、すべての人が安心して暮らせる共生社会の実現に向け、なお一層のご支援を賜りたくよろしくお願いいたします。

【障害者施策推進部 障害児・療育担当課長　鹿内 弘実氏よりご挨拶】

東京都肢体不自由児者父母の会連合会の皆さまにおかれましては、日頃より東京都の障害者施策の推進に多大なるご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申しあげます。

最後まで懸念されておりました東京オリンピックも無観客など一部の影響が出たものの無事に開催されました。コロナウイルスとの戦いの中にあっても、いざ始まってしまうとアスリートの真摯な姿と活躍から勇気や感動をもらえて、画面に向かって熱の入った応援をなさっている方も多いのではないかと思っております。無事に日程が進んでアスリートが笑顔でフィナーレを迎えることができるよう心から願っております。

さて、東京都では障害者を取り巻く環境の変化に対応し障害者施策の一層の充実に取り組むため、令和３年度から令和５年度までを計画期間とする新たな「東京都障害者計画」「第６期東京都障害福祉計画」及び「第２期東京都障害児福祉計画」として、「東京都障害者・障害児施策推進計画」を策定するために、皆さまからパブリックコメントをいただいております。秋には計画が公表されますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

最後になりましたが、本日は皆さまからのご意見ご要望をお伺いできる貴重な機会と捉えております。お時間に限りはありますが、少しでも施策に活かせるよう努力して参りたいと存じますので忌憚のないご意見をいただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

要望事項

【福祉保健局】

1 新型コロナウイルス感染症への対策について

①　ワクチン接種について、希望する重度身体障害児者においては早い時期に接種を受けられるように各区市町村に通達してください。

回答　新型コロナウイルスワクチンの接種については、国が優先順位を定めている。優先順位の第１順位は医療従事者等、第２順位は65歳以上の高齢者、第３順位は基礎疾患を有する方・高齢者施設等の従事者・および60歳から64歳までの方となっている基礎疾患を有する方には重症心身障害者、重い精神疾患や知的障害の方が含まれる。予防接種事業の実施主体である区市町村では国の定める優先順位に従って地域の実情に応じて接種体制を構築している。都は区市町村の取り組みへの支援

を行うとともに広域での課題解決に努めていく。

② 福祉関係施設でクラスターが起きたときには、個人情報には十分配慮しつつも、それに対する対応やその後の対策などについて正確な情報を発信してください。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、障害児者が感染し入院治療をする状態になった場合、障害児者に対応できる療養施設(医療機関)の確保をお願いします。

回答 都は福祉関係施設においてクラスターが発生した際に、当該施設における感染状況や感染症対策物資および日用品等の備蓄状況をヒアリングした上で、施設と密接に連携し使い捨てのガウン・ゴム手袋・アルコール等必要な物資を供給するなどその施設に対して支援している。

療養施設の確保について、都では新型コロナウイルスに感染した患者様については診察した医師の判断や患者の症状などを踏まえ保健所が入院勧告や療養場所の確保・確定を行っている。個別の状況に応じた対応が必要であることから個別のケースごとに配慮すべき点などを把握し、かかりつけ医の意見を参考にしながら入院先の調整を実施している。

③ 東京都から各区市町村や関連事業所等に通達などを出すことにより、「在宅要介護者の受入体制整備事業」の実施を徹底し、地域差なく整備されるようにしてください。

回答 「在宅要介護者の受入体制整備事業」について、昨年度は31という多くの区市町村から申請があった。これにより、在宅で障害者の方を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合でも利用者が住み慣れた地域で安心して暮らす事ができ、また感染した家族が安心して療養に専念できる環境の整備が着実に進められていると考えている。今年度も引き続き区市町村に積極的に事業を活用していただけるように周知を行い、地域における在宅要介護者の受入体制の整備を促進していく。

④ 障害児者通所施設や訪問系サービスにおける職員にも定期的にPCR検査を実施してください。

回答 都では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、区市町村との協働による感染拡大防止対策推進事業を昨年度から開始し、区市町村と連携して新型コロナウイルス感染症対策を実施している。本事業において重症化リスクの高い高齢者施設や障害者施設等の入所者・職員等に対してもPCR検査を実施する区市町村を支援している。障害児者通所施設や訪問系サービス事業所の職員に対するPCR検査も本事業の補助対象としている。令和4年度以降については新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況を踏まえ引き続き必要な取り組みを進めていく。

⑤ 介護用品の流通が逼迫したときに備え、介護に必要な物品の優先調達の仕組みを確立してください。

回答 昨年度は感染予防に資するマスク等の流通が不安定であったため、都は衛生資機材の安定的な流通に向けメーカーや卸売業者に対して適切な生産供給を図れるよう二度にわたり国に対して緊急要望を行った。国においても、施設や医療的ケア児のご家庭へのエタノールの優先供給等の対策を実施していただいた。

さらに衛生資機材を取り扱う業界団体に対しても医療機関や社会福祉施設等に優先的に供給するよう要請を行っている。新型コロナウイルスの拡大に伴い、マスク等の需要がさらに高まり入手が困難になったため、都が直接購入して配布することも行った。

都は今後も衛生資機材等の需給状況を注視し、必要に応じて国や業界団体等と連携し必要物資を確保していく。

2 入所施設について

希望する地域への入所施設の整備を促進してください。

入所施設を備えた多機能型施設の開設を望む声が多い中、土地の確保ができないため開設できない地区もあります。既存施設の活用など都独自の新たな仕組み等を創設してください。

回答 令和3年度から令和5年度を計画期間とする「東京都障害者・障害児施策推進計画」に基づき障害者施設の整備を行う場合の基本指針を定めている。令和3年度の基本指針では入所施設は都内における未設置地域とするなどのほか、入所者の地

域移行を促進するため地域生活支援拠点として整備するもの、日中活動支援としての「自立訓練」「就労移行支援」を行う整備を優先すると定めている。障害者支援施設としては喫緊では平成31年3月に武蔵野市内、4月には世田谷区内、令和3年4月には目黒区内に開設をしている。新たに施設を整備する場合は基本指針に該当している整備を対象としていることから、用地の確保のことも含め区市町村と事業者と整備計画を検討していくこととしている。

3 グループホームについて

重度身体障害者(医療的ケアを含む)の入れるグループホームの増設を東京都の障害者計画の中に具体的数値目標として明示し計画推進するとともに、都内の人件費・物件費が高額である実情を反映した補助をしてください。

土地の高騰に加え、重度身体障害者の入れるグループホームは設置費用・運営費用がかかるためなかなか設置が進みません。障害の重度化に対応し障害者グループホーム体制強化支援事業などの運営費の補助をさらに強化してください。

回答　東京都では「東京都障害者・障害児施策推進計画」の中で、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした「障害者・障害児地域生活支援3か年プラン」に基づき、障害者の地域生活への移行を進めるとともに地域で安心して暮らせるようグループホームの整備を促進しているところである。令和5年度末までの3年間で定員数を2500人増やす目標を掲げている。

整備目標を達成するために障害者通所施設等整備費補助事業において通常の補助に加え整備費の設置者負担を軽減する特別助成を行っているほか、国の報酬に上乗せした運営費の補助やグループホームを新設した場合の家屋借り上げ費を助成するグループホーム開設準備等補助事業を行っている。整備費補助においてはグループホーム利用者の重度化・高齢化に対応する設備等を設置した場合の加算も設けており、重度の障害者の方が利用可能なグループホームを整備する場合に活用出来るようにしている。

また、令和元年度からは身体上または行動特性上特別な支援を必要とする重度の障害者に対して手厚い職員配置を行い質の高いサービスを行っているグループホームに対して体制確保のための経費の一部を補助する「障害者グループホーム体制強化支援事業」を実施している。

一方令和3年度の報酬改定によりグループホームにおける障害者の重度化高齢化への対応として重度障害者支援加算の対象者の拡大、医療的ケア対応支援加算の創設、強度行動障害者体験利用加算の創設などが行われたところだが、これらの制度が充分活用されるよう今後とも丁寧な周知等に努めるとともに、都の補助制度については国の制度と整合を図りながら対応していく。

なお、都では報酬単価の設定にあたり人件費や物件費等の中でも特に土地建物取得費、賃借料の高額である大都市の実情を地域区分やその上乗せ割合として適切に反映させることを国に対して提案要求している。

4 短期入所について

① 重度身体障害児者が利用する短期入所について、地域間格差をなくし居住地近辺で利用できるように整備してください。

② 希望者全員が分け隔てなく利用できるように、新設・既存施設のバリアフリー化・介護職員の確保や増員等の整備を早急にしてください。

③ 福祉型短期入所施設では常勤看護師の配置を促進し、医療的ケアが必要な人(歩くことのできる人を含めて)の受入拒否がないようにしてください。

④ 支援区分では評価しきれない様々な障壁のために常時見守りが必要な重度重複障害児者が、安心安全に短期入所サービスが利用できるよう加算の見直しをしてください。

⑤ 高度な医療的ケアが必要な在宅重症心身障害児者は著しく増加しているので、入所施設を備えていない北療育医療センター城南分園や城北分園、東大和療育センター分園よつぎ療育園などの都立療育センターの大規模改修で、通所施設に短期入所機能を整備してください。

回答　都は、重症心身障害児者が必要とするサービスを利用しながら地域で安心して暮らせるよう短期入所などの地域のサービス基盤の充実を図っている。そのため都では重症心身障害児者の短期入所の病床確保に努めており、本年6月1日現在16施設143床分を確保している。今後も利用状況などの実情を継続的に把握しつつ事業の充実に努めていく。

令和3年度から令和5年度までを対象年度とする新たな3か年プランにおける整備目標の達成に向けて、引き続き短期入所の設置を促進している。設置促進に当たっては整備費の設置者負担を軽減する特別助成、国の報酬に上乗せした運営費の補助、短期入所を新設または増設した場合の家屋借り上げ費等を助成する「短期入所開設準備経費等補助事業」を行っている。

令和3年度の国の報酬改定では、基本報酬や加算の見直しにより医療型短期入所における受け入れ態勢の強化などが為されたが、都では短期入所において質の高いサービスが提供されるよう国の報酬に加え精神科医療との連携を強化する「精神科医療連携体制加算」や医療支援を必要とする利用者を受け入れる事業者の努力を評価する「医療連携体制加算」を創設し、短期入所の運営を支援している。これらの制度が十分活用されるよう今後とも説明会の場などを通じて丁寧な周知等に努めるとともに、都の補助制度については国の制度と整合性を図りながら対応していきたい。

5 補装具について

①　成人になってからは更生相談所での判定が必要な座位保持装置等の補装具の判定において、大きな変更の無い場合は負担軽減のためにそれぞれの地域で受けられるようにしてください。それができるようになるまでは、リモートでの判定を可能にしてください。

回答　補装具の再支給にあたり、前回の判定と全く同じ補装具を支給する場合は心身障害者福祉センターの判定は不要。ただし 、骨格構造義足、能動式義手、作業用義手、座位保持装置および特例補装具については再支給のたびに判定が必要となる。

なお、座位保持装置については原則として心身障害者福祉センターの直接判定により支給するが、一定の条件を満たす場合には書類判定による支給が可能。具体的には、経年劣化による再支給であること、本人の障害状況生活状況等に変化がないこと、姿勢を確認するリハビリ担当者が作成に立ち会えること、処方内容に変更がないこと。

ただし、センターによる直接判定の支給歴がない場合、例えば児童補装具からの切り替えや他県からの転入等の場合については直接判定が必要となる。

②　車椅子の判定において、介護者の負担を軽減するための補助電動装置（電動付きではない車椅子を押すのをアシストするもの）について、介護者を含めた当事者の状況を勘案した上で特例として認めていただけるよう区市町村の担当部署に周知してください。

回答　補助電動装置については現状の補装具の基準表にないため、特例補装具としての取り扱いになる。特例補装具はヘルパーの活用等他の手段も含めて検討し、どうしてもそれ以外では本人が生活できない場合に限り支給対象となるものとされており、介護者の負担軽減のみを理由とする場合の支給は認められていない。個々の案件についての判断は事業の実施主体である区市町村に相談してほしい。

要望　新型コロナウイルス感染症への対策について、通所先で陽性者が出たために子どもが濃厚接触者となり、自宅待機しなくてはならない時には主たる介護者が自宅から離れられない状況になっている。入浴支援などのすべてのサービスが停止するので、大変厳しい状況である。そのようなことが起きていることをご理解いただきたい。

また、一昨日には重症者以外は自宅療養という方針が出されたので、さらに心配になっている。万が一、主たる介護者が陽性となりしかも軽症や中等症であったとき、濃厚接触者となった障害者を介護しながらの療養生活が予想される。そのようなときにはどのように支援していただけるのか、ともに考えていただきたい。

また、ワクチン接種に関して、基礎疾患のある者ということで優先的に接種していただいているが、様々な理由でまだ予約すら取れていない者も多くいる。もう少し早期に基礎疾患のある者の接種を計画していただけたら良かったと思っている。特に肢体不自由児者は密接した介護・介助が必要なので、ワクチン接種の必要性は高いと思う。

今後、新型コロナワクチンも定期的に接種しなくてはならない状況になることが予想されるので、以上の事を理解していただき対応していただきたい。

グループホームについて、「重度身体障害者(医療的ケアを含む)の入れるグループホームの増設を東京都の障害者計画の中に具体的数値目標として明示」してほしいと要望している。『令和３年度から５年度障害者・障害児地域生活支援３か年プラン』でグループホーム2,500人増加目標を掲げていただいているが、この目標だと、身体障害者の入れるグループホームにはより資金が掛かるのでどうしても知的障害者のためのグループホームに設置が片寄ってしまう。是非《重度身体障害者(医療的ケアを含む)の入れるグループホームの増設》を具体的数値目標を掲げて推進していただきたい。

6 都立療育センターについて

① 濃厚な医療的ケア児者の増加を踏まえ、都立療育センターを都心部及び東部地区に新設してください。濃厚な医療的ケア者は医師の常駐がない福祉型生活介護施設での通所の受け入れはなく、都立療育センターの成人通所部門では通所日数の制限をされ在宅生活を余儀なくされている状況です。

回答 東京都はどんなに障害が重くても必要とするサービスを利用しながら地域で安心して暮らせるよう日中活動の場や短期入所などの地域のサービス基盤の充実を図っている。重心の通所施設に関しては令和3年4月1日時点では80施設、定員824名を確保している。また、重心通所施設の設置を促進するため通常は3/4である補助率を7/8とする特別助成および区市町村に対する重心通所施設の運営費の補助を実施している。今後も引き続きサービスの維持向上に努めていく。

② 都立療育センターでの救急外来の設置及び緊急一時保護の受け入れを再開してください。

回答 療育センターでは緊急対応に必要な医療人材の確保に加え高度な診療に対応する設備や医療機器、夜間の検査体制などの確保ができない。また、緊急救急医療は総合診療基盤を有する医療機関でなければ対応できないこともあり、救急外来の設置は考えていない。やむを得ず緊急の対応が必要となるケースが生じた場合については個別対応を検討させていただくので過去に短期入所等を利用した施設の医療福祉相談室に相談していただければと思う。

③ 都立療育センターで小児から診療を受けている場合は、成人を契機に、また担当医師の退職等を理由に急に診療を打ち切られることのないよう、地域医療移行外来などで、計画的に丁寧に移行相談支援が行われるようにしてください。

将来的には地域の病院でも気兼ねなく診療していただく事ができるよう、東京都医師会とも連携し地域医療の理解と充実を図ってください。

回答 都立療育センターの中には小児科を中心とした診療をしている施設と成人も対象としている施設があり、小児科を中心とした施設においては成人を契機に新たな医療機関への移行をお願いする場合もある。移行に当たってはご家族の理解を得ながら地域の医療機関を紹介し円滑な医療の継続に努めている。

7 重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業について

医療的ケアのある障害児が、成人となった後も引き続き本事業を利用できるよう、また、知的障害をともなわない筋ジストロフィーやALSなどの難病の方も利用できるよう、対象者を成人にまで拡大してください。

現在、重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業は、18歳未満の児童に関しては医療的ケアがある場合は大島分類の区分に関わらず利用が可能ですが、18歳以上は大島分類の区分4以下の方しか対象にな

りません。知的障害をともなわない筋ジストロフィーやALSなどの難病の方は難病指定事業の一時入院での措置となっています。呼吸器装着など濃厚な医療的ケアがある家庭では、重症児者施設の通所や短期入所も対象から外れてしまうため家庭では苦労が絶えません。

回答　「重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業」は、もともと重症心身障害児者を対象としていたが平成28年6月の児童福祉法改正をふまえて医療的ケアが必要な障害児とその家族を支援するため本事業の対象者を拡大した。現在のところ、成人への対象拡大の予定はないが東京都では今年度より新たに東京都医療的ケア児支援地域協議会を設置し医療的ケア施策の推進および関係機関の連携強化を図っていく。協議会での議論などを踏まえて医療的ケアが必要な障害児者の方が適切な支援を受け安心して生活していくことができるよう引き続き検討していきたい。

8 通所後の支援について

成人在宅障害者通所後の、余暇活動の充実や地域生活の幅を広げることを目的として、都独自で通所デイサービス補助事業を行い、整備を進めてください。そして各区市町村に対して事業実施を働きかけ、整備・充実等の支援をしてください。

回答　東京都では青年成人の障害者が、日中活動や就労後に障害者相互・地域住民・学生等々様々な方と交流し活動等行う場の確保とか活動を行う事業に対して東京都障害者施策推進区市町村包括補助事業において青年成人期余暇活動支援事業として補助をしている。また、余暇活動に関する支援としては国の地域生活支援事業における日中一時支援事業とか地域活動支援センターの機能強化事業を活用することも可能である。区市町村から事業に関して相談があった場合には東京都の補助事業だけでなく国の補助事業の活用についても助言していく。

9 地域施設活用型事業について

学校卒業後も重症心身障害者が安全に通所できるように、福祉型通所施設においても地域施設活用型事業の中で指導医の配置、看護師や支援員が同乗する車両の配置を定めてください。

回答　重症心身障害児者の通所施設については、身近な地域の施設を活用するなど様々な工夫によりサービスを充実していく観点から従来の医療型施設に加え地域施設活用型の整備に取り組んできた。また、重症心身障害児者通所事業の指定にあたり、東京都としては当該事業を行うにあたり最低限の基準、例えば利用者２人に対して直接支援職員１人の配置等を示しており、その基準を上回るよう施設が具体的な人員配置を行っている。今後も運営補助を継続して実施するなど事業の充実に努めていく。

10 福祉型入所施設における医療連携について

福祉型入所施設において、重症心身障害者の緊急対応や体調管理は嘱託医だけの体制では厳しいので、必要な人には定期的な訪問診療を受けられるようにしてください。

障害者の地域生活移行に伴い重度化・高齢化した人が利用できる日中サービス支援型グループホームなどもできましたが、まだまだ充分あるわけではなく、重症心身障害者も地域の福祉型入所施設で生活している状況があります。福祉型入所施設で心配なことは医療面です。重症心身障害者は医療的ケアがなくても医療とのつながりはとても重要です。福祉型入所施設でも嘱託医師以外に非常勤医師を配置すれば加算申請できるとのことですが、地域行政からの補助はなく、施設だけで非常勤医師や夜勤看護師を雇うことは難しい現状があります。

回答　障害者支援施設では入所者の重度化高齢化が進んでおり、介護医療の増加や医療的ケアに対応する医療体制の確保が課題となっていることについて、東京都も認識している。こうした状況から東京都は国に対して障害者支援施設等に対して利用者の重度化高齢化に対応した手厚いケアが提供できるよう生活介護における人員配置体制加算1を上回る職員配置をした場合の報酬上の評価を行うことに加え、医療的ケアに対応できるよう医療体制の確保に配慮した報酬とするとともに、必

要に応じて訪問看護の導入等の外部資源の活用により体制の充実を図れるよう国に対して要望していく。

また、東京都は東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金により、医療的ケアの充実が図られた場合は事業者の努力が報われる加算を設けており、補助金の活用により施設等における非常勤医師や常勤看護師の配置を可能としている。今後とも東京都は国制度の動向を注視しつつ必要な要望を国に対して実施していくとともに、各施設における適切なサービス水準が確保できるよう必要な支援を継続して実施していく。

11 都有地の活用について

施設の新規設立が進まない要因として各地域での土地の確保が困難だということがあります。福祉施設建設候補地として適切な都有地があるときや都営住宅の建て替え等の時には、積極的に区市町村へ通知・提供し、福祉インフラ整備事業での活用を促進してください。

また、オリンピック開催にあたり江東区新砂に大会関係者の送迎用車の駐車場目的で都有地が使用されるようですが、大会後に福祉目的優先で土地の提供をしてください。

回答　都有地活用による福祉インフラ事業の活用に当たっては、都は地元区市町村の意向に基づいて事業実施を検討することになり、地元区市町村の意向も確認する必要がある。庁内関係部局による調整を経て区市町村に情報提供できる都有地があった場合は、地元区市町村の意向を確認しながら福祉インフラ整備事業としての活用を検討していく。

12 バリアフリーについて

① 重度身体障害児者の車椅子は大きいので、緊急時の対応などに配慮し、公共交通施設ではストレッチャーを乗せることができる奥行き概ね200cm以上あるエレベーターを導入することを福祉条例で定めて整備をしてください。

回答　都は東京都福祉のまちづくり条例施行規則において、公共交通施設のエレベーターについてカゴの容量は11人以上とし、エレベーターの台数、カゴの幅、および奥行きは高齢者障害者等の利用状況を考慮して定めるものとすることとしている。さらに、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルにおいて、公共交通施設のエレベーターは利用者が特に多い場合は20人乗り以上のエレベーターを導入することに加え、緊急時の対応等に配慮しストレッチャーを載せることのできる奥行き概ね200cm以上あるエレベーターが望ましいことを、望ましい基準として示し周知を図っている。

② 利用者の多いエレベーターついては車椅子使用者が優先的に利用できるエレベーターを別途設置するなど、都としての新たな基準を検討してください。

近年ベビーカーやキャリーバッグを利用する方の増加等により、エレベーター利用が増え、車椅子使用者はなかなか利用できません。

回答　ハード面での整備に加えソフト面での取り組みとして、真に必要としている人が利用できるよう施設整備の適正利用を進めるための普及啓発を一層進めていく。

③ 国土交通省はビルや店舗などの建築物のバリアフリー設計のガイドラインを改め、障害者らが使うトイレの名前を「バリアフリートイレ」に変えることを促しています。東京都でも、これまでの「多機能トイレ」や「だれでもトイレ」などの名称を「バリアフリートイレ」に改めるよう、さらにトイレのピクトグラムでの表示、フロア案内板等による案内表示をするように指導してください。

回答　都はこれまで車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児連れ等、誰もが円滑に利用できる「だれでもトイレ」の推進を図ってきた。その結果「だれでもトイレ」の整備は推進されたが、様々な利用者が円滑に利用できる設備、例えばオストメイト設備やベビーベッド等、これらが「だれでもトイレ」に一体的に整備された結果「だれでもトイレ」の利用が集中している状態になっていると認識している。今後「だれでもトイレ」という名称を使わずに個別機能をピクトグラムで表示するよう規則改正等を行う予定であり、真に利用が必要な方

が使いやすくするための取り組みを進めていく。

④ **「バリアフリートイレ」には、各施設1箇所以上大型ベッドの設置を義務化してください。そして大型ベッドが設置されている「バリアフリートイレ」の場所がわかるようフロア案内板等にピクトグラム等の表示をするように指導してください。**

回答　都は東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルにおいて、建築物のトイレは建築物の用途および規模に応じて車椅子使用者用便房のうち1以上を大型ベッド付き便房とすること、また、介助によって着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用される大型ベッドを設置する際には介助者の動きを考慮し十分なスペースを取るようにすることを望ましい基準として示し、周知を図っている。また、表示方法についても同マニュアルにおいて便房設備の表示例として大型ベッドのピクトグラムを掲載し周知を図っている。

13 防災について

災害時における避難行動要支援者の個別の避難支援計画が、実効性のある形ですべての地域で作成されるように東京都として推進してください。

昨今では都内でも台風などによる自然災害が多発しております。突然避難勧告が出た地域もあり、重度な障害児者を抱える家庭では避難をあきらめた家庭もあります。

回答　令和３年の災害対策基本法改正により障害者を含む避難行動要支援者の個別避難計画の作成が区市町村の努力義務となるなど要配慮者の避難支援等について強化が図られている。都は避難行動要支援者の個別避難計画の作成事務を担う区市町村担当者等に取り組み事例を紹介するなど区市町村の計画策定を支援している。

また、個別避難計画に基づく訓練の実施などに対し、区市町村包括補助事業を活用し実施主体の区市町村を支援している。

【教育庁】

14 特別支援学校の医療的ケア児専用車両について

医療的ケア児の通学にあたっては、通学専用車両を順次増車していただいておりますが、希望する者全員が乗れるよう整備を進めてください。また、希望者全員が乗れるようになるまでの間は、通学に要する交通費（タクシー・介護タクシー）を就学奨励費の対象としてください。その際、必要な場合には特例として移動支援のサービスを使ってヘルパーが同乗することができるよう、都から各区市町村に通達してください。

回答　障害のある児童生徒の自立と社会参加をめざし、一人ひとりの能力を最大限に伸長するためには医療的ケアの有無にかかわらず、学校で学ぶ機会を整えることが重要である。そのため、平成30年度から医療的ケアのある児童生徒のための専用通学車両を運行しており、医療的ケアの必要な児童生徒が専用通学車両への乗車が可能と判断された場合には順次乗車しているところである。なお、医療的ケアのある児童生徒の通学手段として、専用通学車両を運行していることからタクシー運賃については通学奨励費の対象とはしていない。

移動支援事業については、区市町村地域生活支援事業に位置づけられており地域の特性や利用者の状況に応じて各区市町村により判断し支給内容を決めている。この要望については区市町村に折りがあれば伝えていきたい。

都としても区市町村の財政力により格差が生じないように、十分な財政措置について引き続き国に要望していく。

質　疑　応　答

Q　6の②について。都立療育センターの救急外来について、以前は実施していたと聞いているが、それが無くなってしまったというのは後退しているかと思うが、体制的に不可能ということか。たとえば、北特別支援学校の生徒が骨折と思われる状況で北療育医療センターに診てほしいと駆け込んだが断られたということがあった。重度身体障害児者は一般の医療機関ではなかなか受け入れていただけず、すぐ近くに専門の医療機関があるのに受けていただけないのは非常に残念である。

A　救急外来は多分昔もやっていないと思う。

Q　10の福祉型入所施設において必要な人には定期的な訪問診療を受けられるようにしてほしい、ということについて、再度説明願いたい。

A　今、そういった制度がないので、東京都としては人員配置体制加算1を上回る職員配置をした場合の報酬上の評価を行った上で、さらに医療的ケアに対応できるよう必要に応じて訪問看護の導入等外部資源の活用により体制の充実を図れるよう国に対して要望していくという回答である。国への要望の中には、訪問看護の導入については盛り込んでいる。

要望　14について、都としては医療的ケア専用車両というものを創設しているので就学奨励費の対象に交通費を加えていないというご回答だったが、まだ希望する児童生徒の全員が医療的専用車両に乗れている状況ではないので、そのように希望しているのにもかかわらず乗れない方に対してタクシー代等を就学奨励費の対象にしていただきたい、というのが要望である。教育庁の方は今日いらっしゃらないということなので、再度そのようにお伝えいただきたい。

A　（後日書面回答）専用通学車両への乗車を希望している児童・生徒が乗車可能と判断された場合には、年度の途中であっても、順次増車していていることから、タクシー運賃については、就学奨励費の対象とはしていない。

Q　前半に戻るが、5の①補装具の判定について、親子共に高齢化が進んでいる今、交通機関を使っての更生相談所への往復には大変苦労している。大きな変更の無い場合は足立区のように地域で受けられるようにしてほしいということを要望している。

**　また、それが実現するまでは、「リモートでの判定」の可能性はないのか。**

A　（後日書面回答）島しょ地域及び町村部（西多摩）においては巡回相談を実施しているが、その他の地域については予定していない。

　また、リモートでの判定につきましても技術的な問題もあり、現時点では難しい状況である。

Q　13の防災について、5月に国より自治体の努力義務として作成していくということになったが、今後誰がどのように個別計画を作成していくのかということを具体的に示されることを期待している。

A　法改正後の取り組みの進め方について、国が「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を作っていて、これを国が5月の法改正に合わせて指針の改定も行っているので、その改正された指針に基づいて区市町村が主体となって今後取り組みを進めていく事となっている。

Q　ワクチン接種について、都立の療育センターにおいて実施しているところとしていないところがあると聞いている。同じ都立でなぜ実施に差があるのか。日頃からその療育センターを利用している障害児者のワクチン接種をぜひ実施していただきたい。

A　療育センターでのワクチン接種については、様々な団体や都民の皆さまから同じような要望が上がってきている。新型コロナウイルスのワクチン接種については、基本的には区市町村が実施主体となって進めている。対象者や実施方法などがそれぞれ異なっているので、一概には申しあげられないので、療育センターだから統一するというわけにはいかない。一方で現在は療育センターだけでなく全体的なワクチン不足が危惧されている状況なので、区市町村や主治医に皆さまからもご相

談いただき円滑に接種が受けられるように進めていきたい。

Q　14の医療的ケア児専用車両について伺いたい。移動支援サービスの利用について、区市町村が判断し移動支援のサービスを使っても良いと認めれば、都立の特別支援学校に通っている皆さんも移動支援のサービスは使えるということでよろしいか。これを各区市町村に通達という形で出すことはできないか。

A　基本的には区市町村の地域生活支援事業になるので区市町村で判断される内容になる。区市町村の事業なので、通達という形での周知は難しいが、機会を通じてこのような要望が出ていることは伝えていきたい。

【鹿内課長よりご挨拶】

本日は貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。新型コロナ感染症は緊急事態宣言が出るほど拡大しており、ワクチン接種についても不安な毎日を過ごされていると思います。それに加えこの所の猛暑で、非常に体調管理も心配されます。どうぞご自愛下さい。皆さんのご意見を真摯に受け止めてまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

都議会政党ヒアリング報告

令和3年8月31日(火)自民党、9月1日(水)公明党、9月2日(木)立憲民主党、9月3日(金)都民ファースト、9月9日(木)共産党の各政党のヒアリングが行われました。

時間の短い場合もありましたので、特に重点要望についてご説明しました。

要望書の1「新型コロナウイルス感染症への対策について」には、多くの質問が寄せられました。ワクチン接種については、慣れない医療機関での接種が困難な者も多いので、都立療育センターに主治医がいる場合には、そこでの接種を可能にしていただきたいとお願いしました。また、福祉関係施設では、濃厚接触が避けられないので職員のみならずヘルパーやバスドライバーの方々のワクチン接種も早期に実施していただきたいとお願いしました。また、重度化の恐れが高い基礎疾患を持つ障害児者の施設では、関係者に陽性者が出た時には速やかな情報開示と施設職員・利用者等全員のPCR検査を行い、適切な対応をしてほしいとお願いしました。③「在宅要介護者の受入体制整備事業」については、既存施設を利用する事への懸念、利用条件により円滑な利用が進んでいない例などを挙げ、今後はすべての地域で整備されることとともに、整備された事業が有効に活用されるようにしてほしいと話しました。

3「グループホームについて」では、身体障害者のための施設設置には他のそれよりも多くの費用がかかることを改めてご説明し、“身体障害者のためのグループホームの整備の数値目標”を掲げその実現のために更なる特別助成や整備費補助などをお願いしたいと訴えました。

5「補装具について」の①判定については、10年来の要望であるにもかかわらず対応の変化がありません。コロナ禍によりリモートの活用が一気に進んでいる現在、リモートによる判定も視野に入れながら、最終的には近隣で判定が受けられるように今後も要望していきたいと思います。②補助電動装置については、実際どれくらいの人が要望し認められなかったのか、いくらぐらいのものなのか等の質問があり、今後は具体的な数値を示して要望していくことの必要性を感じました。

6「都立療育センターについて」の①では、通所日数が制限されている実態をお伝えし、特に都心部・東部地区に濃厚な医療的ケア児者を受け入れることのできる都立療育センターを新設してほしいと訴えました。また、②救急外来について、日頃診察していただいている者が診療時間外に急な発熱をしたときなどに対応してほしいという意味である事をご説明した上で、その再開をお願いしました。

今年も新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まらない状況の中、三役と事務局で行って参りました。来年こそは、地区会員の皆さま方とご一緒に要望していけますよう願っております。

福祉部長　中村 恵子

第54回全国肢体不自由児者父母の会連合会 全国大会
第58回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会 東京大会
報　告

令和3年9月18日（土）

大田区産業プラザPiO特別会議室をメイン会場として、新型コロナウイルス感染症対策の為、対面とWEB配信を併用して開催されました。

大会テーマ：「住み慣れた地域で共生社会の実現！」
～東京オリンピック・パラリンピックは
私たちの暮らしに何を遺したか～
『新しい生活様式を踏まえて』

開会式は、全国肢体不自由児者父母の会連合会（以下、全肢連）石橋副会長の開会宣言に始まり、主催者を代表して全肢連 清水会長の挨拶の後、ご来賓の厚生労働大臣 田村 憲久様 代読 厚生労働省 社会・援護局 障害児・発達障害者支援室長 河村 のり子様、文部科学大臣 萩生田 光一様 代読 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育調査官 菅野 和彦様に続き、東京都知事 小池 百合子様 代読 東京都福祉保健局障害者施策推進部長 中川 一典様よりご挨拶をいただきました。その後、祝電披露。次の表彰式では、新型コロナウイルス感染拡大により表彰者・贈呈者へ直接お渡しすることは差し控え、後日郵送させていただく事とし、全肢連結成60周年記念 表彰状・感謝状の贈呈を全肢連 松田理事より、関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会連絡協議会（以下、関ブロ）の表彰状贈呈を関ブロ 河井会長より、お名前の読み上げにより行いました。続いて、閉式の言葉を河井会長より申し上げました。中央情勢報告は、資料配布されています。

記念講演Ⅰは、全肢連顧問・衆議院議員 野田 聖子氏による「障害のあるお子さまの育成、医療的ケア児支援法について」で、野田氏が医療的ケア児であるご自身のお子さんの誕生から今日までの子育てで、初めて向き合う医療、福祉の制度や法律と格闘してきたこと、それにより医療的ケア児を支える制度の必要性を感じて活動し、超党派の議員立法で「医療的ケア児支援法」が成立したことをお話されていました。

昼食休憩を挟み、午後は基調講演「オリパラ大会運営の現場から」コロナ禍における大会運営～ダイバーシティ＆インクルージョンの視点から～が、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 スポーツ局 練習会場チームトレーニングベニュースーパーバイザー 山口 祥代氏、同 スポーツ局 競技計画部 パラリンピック競技計画課主事 吉田 茜氏より行われました。内容は、1. パラリンピックの歴史 2. ダイバーシティ＆インクルージョン、バリアフリーに関する組織委員会の取り組み①ソフト面とハード面②選手村の話③輸送：車いす対応バスの乗降の話、ユニバーサルデザインタクシー 3. 競技運営の例 ①視覚障がい者柔道②パラリンピック陸上 4. コロナ対策 ①オリンピック・パラリンピック共通コロナ対策②パラリンピック特有事項についてでした。パラリンピックの感動も冷めやらない時期に、多くの写真やエピソードを交えたお話で、パラリンピックならではの運営に欠かせない事やコロナ禍でのご苦労などがリアルに伝わってきました。

次に、シンポジウム「東京オリンピック・パラリンピックから私たちは何を引き継ぐか」があり、コーディネーター DPI日本会議 副議長 尾上 浩二氏より「UD2020行動計画と社会モデル」について、続いてシンポジスト3名の東京都肢体不自由特別支援学校長会会長 髙橋 馨氏より教育現場での取り組みについて、中央大学研究開発機構准教授 稲垣 具志氏よりハード面の整備について、元パラリンピック代表・参議院議員 横沢 たかのり氏より元パラリンピアンの政治家として障害者スポーツ、法律や政策について各々お話をいただき、その後ディスカッションとなりました。

続いて記念講演Ⅱとして、厚生労働事務次官 樽見 英樹氏より「これからのコロナ時代にどうのぞむか！

～ワクチン接種の現状と今後の障害者対策～」を最新の情報と知見からお話があり、質疑応答もありました。

閉会式では、三井大会実行委員長により大会決議文案が読み上げられ、承認されました。

来年度の全国大会開催地の愛知県肢連 荻野会長のご挨拶に続き、関ブロ大会開催地の長野県肢連 浅井会長がオンライン参加の為、東肢連 河井会長が代読し、大会の謝辞で締めくくりました。最後に、全肢連 植松副会長が滋賀県よりオンラインで閉会の辞を述べ、大会は閉会となりました。

大会決議文

全肢連は身体に障害がある子ども達の療育・教育・在宅での支援など障害児福祉の在り方を求め、初代会長高木憲次博士を中心に昭和36年11月に創立以来60年を迎え今日に至りました。

本大会では全肢連顧問の衆議院議員「野田聖子先生」の記念講演で、医療的ケアや重い障害があっても、私たち自身の愛情と行動が明日に向かう希望に満ちた障害福祉の「明るい道標」を示していただくことができました。

しかし、一昨年12月中国武漢から世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症は、私たち、障害児者・保護者の活動にも大きな制約が課せられ「障害のある人もない人も共に暮らす共生社会の構築」に影響を及ぼし完全終息の見通しが立たない現状にあって、一人ひとりがコロナ感染予防対策に取り組むことの大切さと、新しい生活様式の定着で国民待望の「東京2020オリンピック・パラリンピック大会」を7月に開催することができました。

第2回パラリンピックが東京で開催されてから50年以上が経ち再び東京でオリンピック・パラリンピックが開催を契機に社会環境はハード面のバリアフリーが整備され心のバリアフリーの推進に資するよう様々な取り組みがありました。

障害者権利条約の批准に伴い障害児者にかかわる法律が整備されましたが、社会での理解は十分とはいえず地域による格差も依然として存在しています。

どのような環境にあっても障害のある子どもたちが学び、スポーツや芸術に親しみ、地域で安心して暮らしていくために第54回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会、第58回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会東京大会の名において次の事項を決議します。

一. 障害児者及び保護者・支援者の新型コロナウイルス感染症対策を進めること
一. 施設や交通のバリアフリー化を一層進めること
一. 障害の程度にかかわらず、本人の可能性を広げられるような環境を整えること
一. どこにいても、適切な療育と医療が受けられること
一. 医療的ケアや重い障害があっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための必要な支援を充実させること
一. 障害や障害児者への偏見がなくなるよう、なお一層の啓発に努めること

令和3年9月18日

第54回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会
第58回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会東京大会

（広報部　池邉 麻由子）

参加者感想

全国大会・東京大会　感想

渋谷区肢体不自由児者父母の会　大内 文子

今大会は会場参加とオンライン参加の併行開催で行われ、私はオンラインにて視聴させていただきました。自宅から可能な時間に参加できましたことにオンライン開催の意義深さを感じました。

野田聖子氏の記念講演では御子息様の育成にあたり出生、保育から就学、様々な障壁を乗り越えられたお話をお伺いし、自分自身と重ね合わせ感慨深いものがありました。10年前、20年前と比べ、障害児者を取り巻く環境は大きく変化し、間違いなく良くなっていると感じています。しかしその中で保育園入園や就学時の状況の前進速度は緩やかなのだと感じ、後から続いてくる障害児のためにも門戸が広がることを願ってやみません。野田氏のこれまでの多大なるご尽力により私どもは大きな光を与えていただきました。そして尚「やることはまだまだ沢山ある。」とのお言葉に大きな期待を寄せると共に、いち障害者の親として自分もこの先歩みを止める事なく進んで行きたいと思っています。健常者に働きかけて子を育てられる社会を構築していくためにバトンを繋いでゆくことが大切だと感じています。バトンを渡す相手は障害児者の親だけではなく、社会全体なのだと改めて感じました。

基調講演では「オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の取り組み」を視聴させていただきました。今夏、東京オリンピック・パラリンピックにおいては多くの方が連日テレビ観戦をし、選手の皆様の活躍に胸を熱くしたことと思います。自身もそのひとりであります。開催の裏では多くの人々の支えがあったのだろうと想像はしていましたが、今回の基調講演でその運営の舞台裏をご紹介いただき想像を遥かに超える多くのサポートがあったと知りました。パラリンピックにおいてはハード的なバリアフリーのみならず職員の方々に向けた研修も丁寧に行われ、障害種別により細かな配慮がなされていたのだと知りました。修理サービスセンターはパラには不可欠で、実に2,000件を超える修理が行われたということには驚かされました。輸送のご苦労などもお伺いし、オリンピックに比べ多くの人手と時間を要することを実感しました。そしてこれを実生活に当てはめれば、人の手と時間を使えば障害児者も社会生活を円滑に送れるのだと改めて感じました。今回のオリンピック・パラリンピックにおいて融合させる取り組みがなされたように、普段の社会生活においても健常者と障害者の共生社会の構築に向けての動きがさらに加速することを期待します。

今回厳しい状況下においての全国大会、東京大会開催の実現は、大会役員、実行委員の皆様のご尽力のお陰と深謝致します。そしてこのような大会を開催出来た事は障害児者を取り巻く環境が前進していること、そして今後も前進し続ける証だと思いました。

野田氏の「息子をもったお陰で」との言葉を受け、私も障害を持った娘の母であるお陰で多くの方と出会い、多くのことを学び、今回このような素晴らしい大会に参加できたことに感謝いたします。

2020東京オリンピック・パラリンピックから何を引き継ぐか？

中野区肢体不自由児者父母の会　檀原 康伯

今回の全国大会、甲信越、東京大会は初のオンライン、なんとYouTubeでの大会という事でどんな形だろうと思い興味津々で拝聴させていただきました。またチャットができるという事でチャンネル登録も致しました。当日自分のリハビリの関係で朝から拝聴することはできませんでしたが、昼休み休憩以降は拝聴させていただきました。まずはチャンネル登録し、チャットで参加のご挨拶をさせていただきました。オンラインという事で、私のチャットの前後では鹿児島県、福岡県、群馬県といった団体の方々がチャットでご挨拶をされていました。

今回の東京オリンピック・パラリンピックはコロナ禍の中行われました。行われるには色々と賛否がありました。人流を少なくするという事を言っているのに人がたくさん集まって感染が広がらないかなど、私自身も不安がありました。しかし実際オリンピックやパラリンピックが始まると、やはりやって良かったのではという考えになりました。金・銀・銅のメダルを取るだけではなく、試合を見ていて選手を応援し、オリンピックでは卓球の混合ダブルス準決勝での逆転劇。パラリンピックでは男子バスケットアメリカとの決勝戦での拮抗試合。そこから感動や、多くのやる気をいただきました。

大会の中でオリンピックやパラリンピックが開催されるまでの準備の色々なご苦労もお話がありました。コロナ禍なのでいつも以上に大変な準備がされたという事でした。

少し前の時代まではオリンピックはNHK以外色々な民放の放送局で放送していて、パラリンピックになるとNHK教育テレビでしか放送されていなかったような気がいたしました。今回のパラリンピックはNHK教育だけでなく民放数社でも放送していた様子が見られました、これは私だけが感じたことではないと思いました。この事例を見ても私が生まれた50年以上前よりは少しずつではありますが障害者に対する社会の理解は進んできているのではないでしょうか？

しかしながらシンポジウムのお話の中でもありましたが、町のバリアフリーはまだまだ進んでいない感じがいたします。私個人の事になりますが40代までは普通に歩行ができていました。時間をかければ階段なども何も問題を感じず生活をしていました。しかし50代後半に入り、脊柱管狭窄症などになり障害の二次障害といわれるものかもわかりませんが、歩行が困難となりました。そんな時、なぜここはバリアフリーになっていないのか？車いすは入れないのか？などを実感しました。すぐには変わらない社会ではありますが、少しずつでも一人一人の障害を持つ私たち自身、また保護者、関係者が地方自治体などに意見をいい、少しずつでもソーシャルインクルージョンが実現できるように努力していかなければならないのではないでしょうか。私自身下肢の障害を持ち、また障害関係者の支援者の一人として、今回の大会を拝聴し、改めて上記のようなことを感じました。ありがとうございました。

全国大会（東京大会）に参加して

板橋区肢体不自由児者父母の会　藤井 亜紀子

令和3年9月18日（土）大田区産業プラザPiOにて開催されました。大会テーマが～東京オリンピック・パラリンピックは私たちの暮らしに何を遺したか～「新しい生活様式を踏まえて」の「第54回全国大会」「第58回東京大会」に参加しました。

当日は、台風の影響によりあいにくの雨でしたが、会場内は、雨天を吹き飛ばすくらいの充実したプログラムが行われておりました。

記念講演では、全肢連の顧問である野田聖子衆議院議員から、お子さんとの日常のご様子、医療的ケア児支援法についてなど、とても貴重な話を聞くことができました。障がい児から障がい者への切れ目のない地域生活のためにも包括的な支援体制が整うよう、地域の中でも活動していかなれば…と思いました。

基調講演では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 山口氏・吉田氏より、オリパラ組織委員会としての取り組みを3つの点から伺うことができました。全体を通してのハード面での話では、22競技あるパラリンピック選手の方々の移動に関して、車椅子対応のリフト付きバスの確保に大変苦労され、全国からリフト付きバスを集め、また車椅子を固定する専任の乗務員さんを集められたとのことでした。地域の行事でも、リフト付き大型観光バスの確保のために早くから仮押さえを行っている状況です。リフト付きバスはコストがかかることも理解しておりますが、今回を機に通常の仕様と車椅子対応での座席レイアウトができるバスが増えてくれたら…と感じました。

シンポジウムでは、コーディネーターに尾上氏（DPI日本会議副議長）、シンポジストに髙橋氏（都肢長）・稲垣氏（中央大准教授）・横沢氏（元パラリアン）を迎えて行われました。髙橋先生からの鹿本学園での5年半のオリパラ教育の取り組み、稲垣准教授からのバリアフリーまちづくり、横沢氏からは、チェアスキーとの出会い、気持ちを前向きにさせたくれた人との出会いなど、各分野から貴重なお話を伺うことができたシンポジウムでした。特に横沢氏からの「できないこと探し」から「できること探し」の話、元郵政大臣八代英太さんからのメッセージは、とても心に残りました。

大会テーマ、東京オリンピック・パラリンピックは私たちの暮らしに何を遺したか～「新しい生活様式を踏まえて」。東京2020オリンピック・パラリンピックは、私たちの暮らしに、バリアフリー化を含めて様々なことを遺してくれたと思います。

最後に…。新しい生活様式を踏まえて…、コロナ禍の中での開催、今回初めてオンライン方式で開催されたこの大会も次の世代に遺る大会だと思いました。大会成功に向けて東肢連でのチームワークとパワーを感じ、微力ながらも実行委員として活動できたことに感謝の思いです。

感想

世田谷区肢体不自由児（者）父母の会　横山 りさ

東京はコロナ禍の緊急事態宣言中、そして台風による大雨の中に開催された大会でしたので、大会に当日参加された方は大変ご苦労されたと思います。そのような大会を、家にいながらYouTubeで拝見することができましたことを感謝いたします。

「医療的ケア児法案に至る物語」をお話しになった野田聖子氏。たっぷり1時間の講演で、医療的ケアのあるお子さんを育ていく中で、突き当たる困難をどのように前向きに解決されたのか、お母様の立場からお話をされました。そして国会議員として、多種多様な障害児のためにこれからどのような環境にしていくのか、お考えをお話くださいました。とても興味深く引き込まれる内容でした。最後には、ご自宅で医療ケアを行う時の息子さんとのやりとりを笑顔でお話しされ、あたたかくほっこりするものが伝わってきました。

東京2020大会が移動のバリアフリーにもたらしたことは？は、中央大学の先生が軽快な語り口で、たくさんの事例を紹介されました。肢体不自由の立場だけで考えると発達障害の方が不便になったりするので、街の中のバリアフリーには多くの意見が取り入れてあり、すべての人が快適に過ごすことのできるアイデアがつまってい

るのだと改めて感心しました。また、車いす専用のスペースがたくさん設けられた新幹線を写真で紹介されました。たった数年前のことですが、娘が高等部の修学旅行のとき、先生方が何ヶ月も前から、狭い東北新幹線のドアからすぐに乗り込めるように、車椅子を畳む、生徒を素早く抱っこして移動するなどの練習をしていたことを思い出しました。これからの車いすでの団体旅行は、乗り慣れた自分の車いすに乗ったままで乗り降りができ、車内での座席移動もなく、大きな車いすのお友達同士でも新幹線旅行ができるなんて、考えただけでも楽しくなります。誰もが不自由なく移動できる世の中になっていく時代を、これからも期待したいです。

コロナ禍での障害者の環境などの話もあり、今年ならではの充実した内容でした。YouTubeを見るまでは、盛りだくさんで長そうだなあと構えましたが、見始めると時間があっという間でした。

地区会長就任あいさつ

中央区肢体不自由児者父母の会　会長　桑島 里絵

令和３年度中央区肢体不自由児者父母の会会長就任に際して、皆様にご挨拶申し上げます。日頃より当会の活動には、ご理解とご支援を賜りまして心より御礼申し上げます。

令和３年度定時総会において、佐藤幸美前会長よりバトンを受け、中央区肢体不自由児者父母の会の会長を務めることとなりました、桑島里絵と申します。

副会長を３年余り勤めさせていただきましたが、この度は責任の重さは全く違うこの大役に取り組んで参りたいと思います。浅学菲才ではありますが、全力を挙げて職務に邁進する所存でありますので、前会長に賜った以上に皆様のご指導、ご支援を心からお願い申し上げます。

事務局通信

《 東京都肢体不自由児者父母の会連合会　賛助会員募集のご案内 》

東京都肢体不自由児者父母の会連合会では、賛助会員の募集をしています。

賛助会員会費　個人会員一口　　3,000円
　　団体会員一口　　10,000円

尚、賛助会員の皆様には、年３回発行の会報「東肢連」の発送や各種イベントの案内をお送りさせていただきます。

『令和３年度　賛助会員・支援企業（敬称略）』（11月１日現在）

・（株）東京在宅サービス	・（株）NEO	・稲美工芸印刷（有）
・島手そうめん販売（株）	・コカ・コーラボトラーズジャパン（株）	・鈴木 弘美
・（株）アペックス	・（株）八洋	・アサヒ飲料販売（株）

ご支援いただき感謝申し上げます。

編集後記

令和３年９月18日に第54回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会・第58回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会東京大会が開催されました。会場とオンライン併用による初めて開催された全国大会の感想を掲載しております。

紙面の都合で基調講演とシンポジウムの要旨は、次の86号に掲載する予定です。

広報部一同